

# 経営事項審査について

---

令和元年（H31）6月1日以降

- 業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設。
- 法施行後3年間（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）に限り、経営事項審査についても経過措置を規定。

## 「解体工事業」に係る経営事項審査の欄を新設

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25 \overset{\text{完成工事高}}{X_1} + 0.15 \overset{\text{自己資本比率等}}{X_2} + 0.20 \overset{\text{経営状況}}{Y} + 0.25 \overset{\text{技術力}}{Z} + 0.15 \overset{\text{その他審査項目(社会性等)}}{W}$$

の解体工事業  
の経審では

① **解体工事の完成工事高** について申請

② **解体工事の元請完成工事高**  
③ **解体工事の技術職員数** について申請

## 経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間に限る）

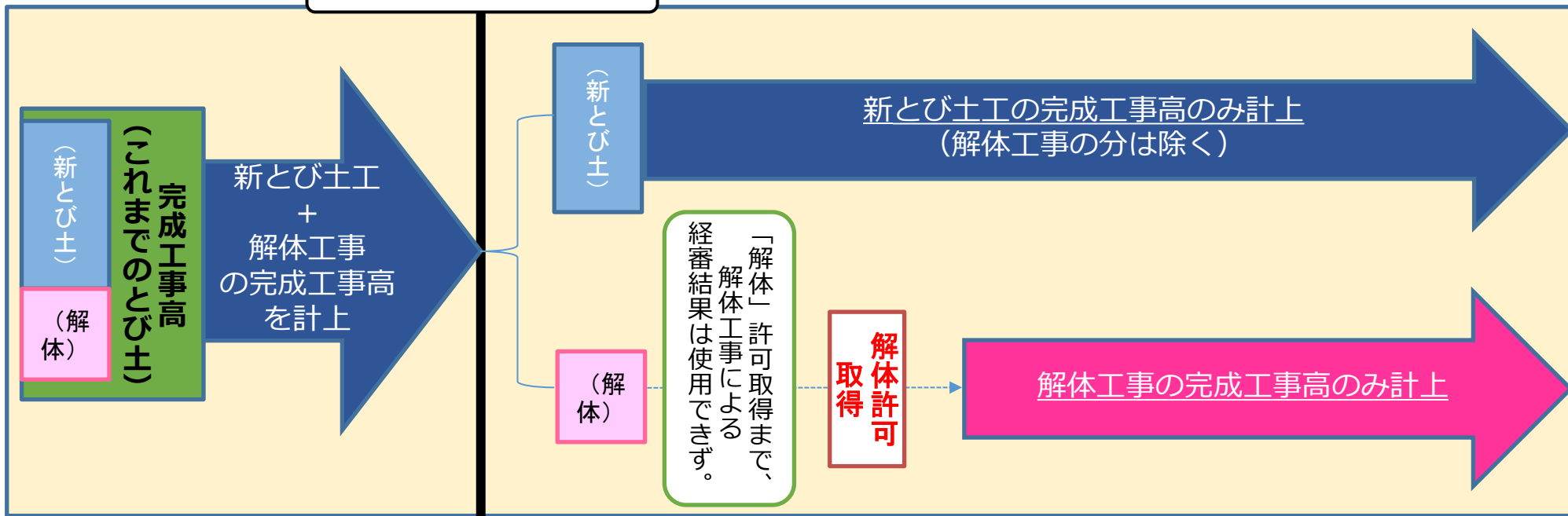
- 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
- 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）

経過措置期間中に限り、**とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）**を使用し、**これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とする**

# 解体業追加による経営事項審査の変化

- ◆ 法施行後、これまでのとび・土工工事業の完成工事高は、解体工事を除くとび・土工工事業（新とび・土工工事業）と解体工事業に分けて計上する必要があるため、とび・土工工事業の経審結果（P値）に変動が生じる可能性がある。

## H28.6.1 「解体工事業」施行



### 想定される主な変化

#### 【完成工事高について】

これまで、「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高を分離

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の完成工事高が減少

#### 【技術職員数について】

技術職員として申請できるのは1名につき2業種までであることから、「とび・土工工事業」の技術職員としてカウントしていた職員の一部を「解体工事業」の技術職員として置き換え。

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の技術職員数が減少

# 法施行後の経営事項審査結果通知書(現行～経過措置～完全施行)

◆ 法施行後、「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が追加され、完全施行後に「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」が削除される。

以前  
現在

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
						一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	
土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物										
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理										
	清 掃 施 設										
	そ の 他										
	合 計										

解体工事を含む  
「とび・土工・コンクリート」

H28.6.1

H31.5.31申請受付分(※)まで  
※県での受付押印日

経過措置  
期間

土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物										
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理										
	清 掃 施 設										
	解 体										
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)										
そ の 他											
合 計											

解体工事を除いた  
「とび・土工・コンクリート」

「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体  
(経過措置)」の欄が追加される

H31.6.1

H31.6.1申請受付分(※)から  
※県での受付押印日

完全施行

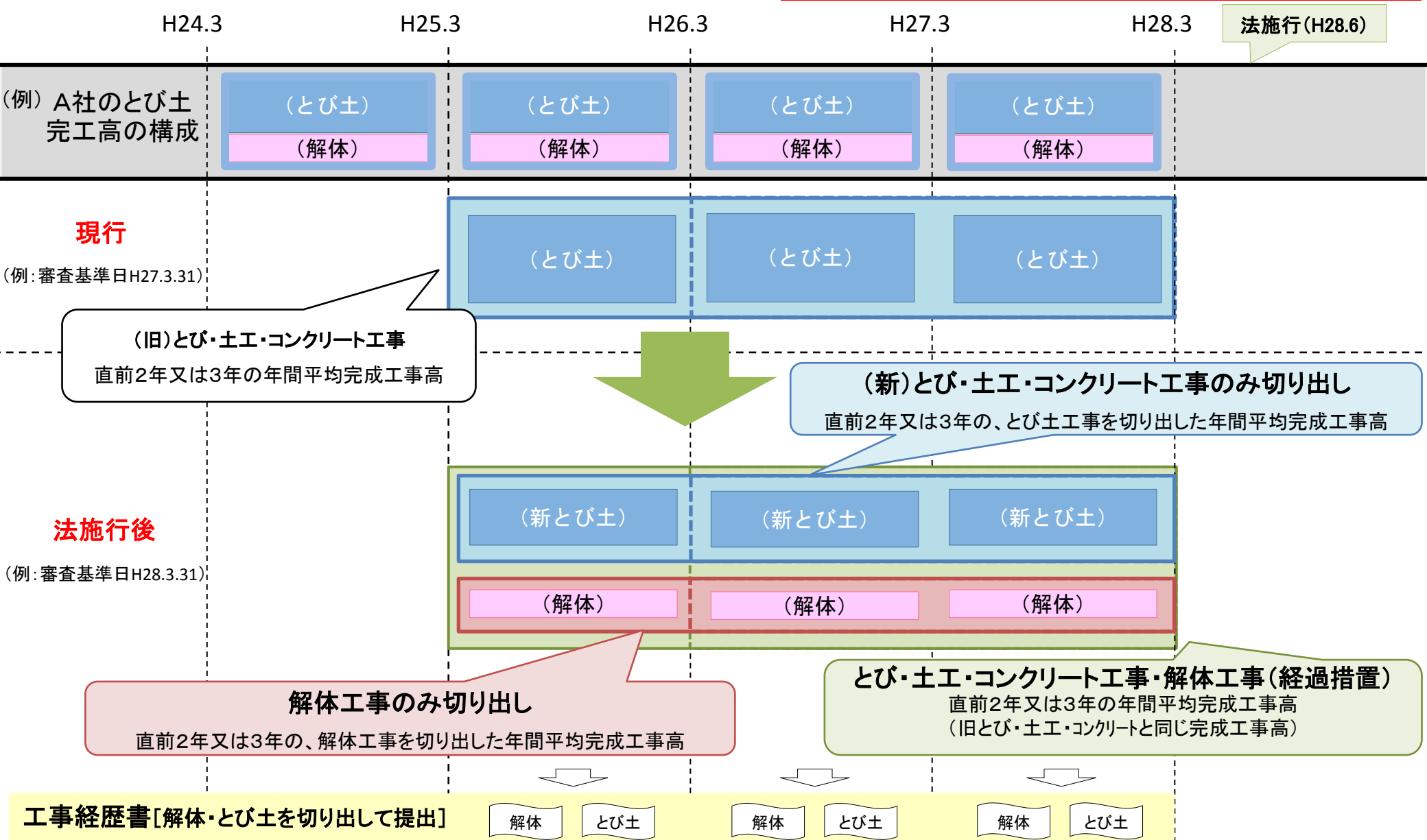
土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物										
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理										
	清 掃 施 設										
	解 体										
	そ の 他										
合 計											

解体工事を除いた  
「とび・土工・コンクリート」

「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」  
の欄が削除される

# 解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けにつ

H31.5.31申請受付分 (※) までの措置  
 ※県での受付押印日



通常は決算変更届に添付するが、法施行後に解体又はとび土の経審取得にあたっては、当面申請時に直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事業、解体工事業の工事経歴書(切り分けを行ったもの)を再度提出する

- ◆法施行後は、「とび・土工・コンクリート」の欄には、解体工事を除くとび・土工工事業の完成工事高を、「解体」の欄には解体工事業の完成工事高を記入。
- ◆「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄には、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の完工高を合算した値を記入。

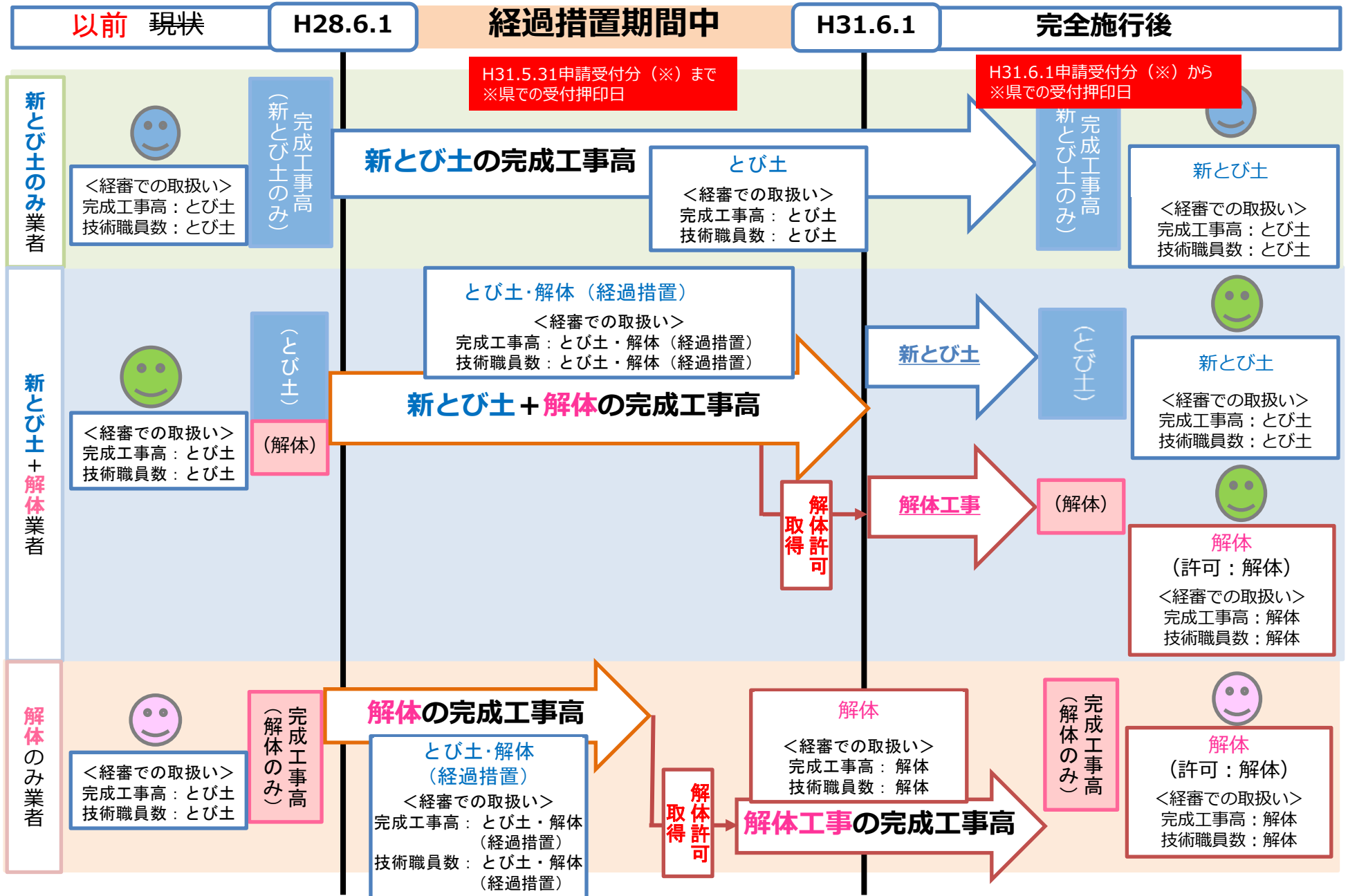
許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数							
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	元請完成工事高		技術職員数				評点 (Z)	
					年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他		
	土 木 一 式		100,000		100,000							
	プレストレストコンクリート構造物											
	...											
①	とび・土工・コンクリート		100,000		70,000							
	法 面 処 理											
	...											
②	清 掃 施 設											
	解 体		30,000		0							
③	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)		130,000		70,000							
	そ の 他											
	合 計		230,000		170,000							

解体工事を除いた  
「とび・土工・コンクリート」

「とび・土工・コンクリート」と「解体」を  
合計した完成工事高

- ✓ 法施行前にとび・土工工事業で請け負った完成工事高については、法施行後の新とび・土工工事業又は解体工事業のいずれかに分類し、それぞれ「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の欄に記入。
- ✓ 「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の完成工事高は、旧とび・土工工事業の完成工事高と同じとなる(完成工事高: ③ = ① + ②)。

# 経営事項審査の取扱いについて(算出される経審点数の例)



# 経営事項審査結果通知書(経過措置修了後の技術職員数) ①

- ◆ 1人の技術職員に対し、2業種まで申請することができる。
- ◆ ~~経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)に限り、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他1業種を追加で申請することができる。~~

## 経過措置期間終了後 H31.6.1申請受付分(※)から

※県での受付押印日

業種	技術職員数	元請完成工事高及び技術職員数				評点(Z)
		一級	(講習受講)	基幹	二級	
土木一式		1				
プレストレストコンクリート構造物						
とび・土工・コンクリート		1				
法面処理						

1人の技術職員に対し、2業種まで申請可能

## 経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高		技術職員数	評点(X <sub>1</sub> )
			年平均	評点(X <sub>1</sub> )	年平均	一級		
土木一式						1		
プレストレストコンクリート構造物								
とび・土工・コンクリート						1		
法面処理								
清掃施設								
解体						1		
とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)						1		

【経過措置】  
「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択した場合に限り、その他1業種を追加で申請可能。

【経過措置】  
「とび・土工・コンクリート」又は「解体」を比較し、点数の高い方が自動的に反映される